

農業経営基盤の強化の  
促進に関する基本的な構想

【経営体育成指針】

平成 2 6 年 9 月

長野県上伊那郡南箕輪村

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

### 1 農業の現状と振興方針

本村は、長野県南部に広がる伊那谷の北部に位置し、諏訪湖から流れる天竜川の西岸段丘上に、天竜川に向けて緩やかに傾けながら広がっている。近隣市町村が合併となる中において、本村は自立した行財政運営を基本として取り組んでいる。このためにも、この平らな肥沃の地と寒暖な気象条件等の自然環境、中央自動車道伊那 I C 及び木曾地域連絡道路となる権兵衛トンネルを含める交通網に恵まれた立地条件を最大限に活かす農業経営が必要となる。水稻を中心に花き・畜産・果樹・野菜を取り入れた複合経営農家や酪農専業経営農家が主体的に農業を進めている。この状況は、生産基盤・施設・機械等の近代化による省力化・集約化の効果と、利用権設定等促進事業等を活用し規模拡大を図るスケールメリットが相乗的に作用し合い、更に、販売戦略をもその視野に入れる産業としての農業を目指す施設園芸（野菜・花き）・果樹等市場性の高い作目に着目し、これらを積極的に導入し営農形態を大きく変換させた成果である。

今後は効率的な経営体の育成と、土地利用型農業を中心に地域営農システムの効果的な運用を推進するため、生産基盤となる西天竜地区再は場整備事業等の整備農地活用、転作田を活用した特産品の育成、安全な農産物を栽培し地域に供給する地産地消を目指す。また、農業者・農業委員会・農業団体・村開発公社・農業改良普及センター・土地改良区及び地域農協組織で構成し、地域担い手育成総合支援協議会の機能を持つ南箕輪村営農センターにおいて、企画・計画・立案された農業振興の活動計画を、実践組織である地区営農組合を中心に、集落内の話し合いに基づき事業の推進を図る。また、集落における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、地域の話し合いと合意に基づき作成される「人・農地プラン<sup>注1)</sup>」等により明確化された担い手経営体（中心経営体）と兼業・高齢農家などが相互の営農を補完し合い、持続的な農業生産を可能とする仕組み作りを通じて、農地利用の効率化・高度化による力強い農業構造を構築する。認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。農業の担い手として地域集落を統一して設立した農事組合法人まっくんファームの更なる組織強化が重要な課題として考えられる状況である。

また、安全な農畜産物の安定的な供給を維持して行くため、南箕輪村営農センターを中心として地域資源の循環システムを構築する。このシステムの中で耕種・畜産農家が連携しながら、労働力提供・農地の流動化・農業用機械の協同利用等の役割分担を図りつつ農業振興を目指す。さらに、「信州大学農学部、上伊那農業高等学校と連携を図りながら6次産業化や農業体験・観光農業など、多岐にわたる農業振興にも、積極的に取り組んでいく。

今後は、このような農業生産の基盤となる優良農地の確保を基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の推進と、魅力ある農村社会の建設に努めるものとする。

注1) 人・農地プラン：集落・地域における話し合いを通じて地域の担い手の明確化や農地

の利用集積の方向など、地域農業のあり方を取りまとめた計画

注2) 担い手経営体 : 第2期長野県食と農業農村振興計画において農地の集積対象(受け手)として位置づけられた認定農業者、基本構想水準到達者、集落営農組織、担い手候補者(認定新規就農者注3)等)

注3) 認定新規就農者: 農業経営基盤強化促進法第14条第4項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者

## 2 農業構造の動向と課題

### (1) 農家と農業者

南箕輪村では中央自動車道の開通以来、地域での第2次・第3次産業への就労機会が増大したことにより農家の兼業が進み、現在は兼業農家を中心とした農業経営が営まれている。特に水田地帯においては、兼業農家率が高く休日の農作業と収穫作業等の委託により営農している農家がほとんどである。これからも農業者の高齢化等により更に作業委託をする農家が増えることが予想されるが、作業を受託する農事組合法人まっくんファームの作業従事者や村内担い手農業者も高齢化が進んでいる。このため、兼業農家で職場を退職し、潜在的に農業の担い手となりうるノウハウを持った農業者が農事組合法人まっくんファームの作業従事者や担い手農業者となることができる体制作りに取り組んでいく。また、その後の育成については、地域全体として農地等の資源を有効に活用し、将来とも本村農業の中心を担う、農事組合法人まっくんファーム、認定農業者、農業生産法人、集落営農組織等多様な担い手の育成を図る地域営農システムの構築が必要である。

また、村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補完労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

### (2) 農用地

水田地帯については、昭和初期に整備された10a区画のほ場により優良な水稻地帯として発展してきたが、現在、大型機械作業には非効率な区画となってきた。そのため、一部地域では再ほ場整備により優良農地となっている。また、農用地の利用集積については、農用地利用増進法が施行された昭和55年以降、利用権の設定による農地流動化面積が順調に増加し担い手農家への利用集積もある程度進んだ。

しかし、中山間地域となっている沢尻地域においては、農業従事者の高齢化及び減少が予想され、不耕作地となるおそれがある。そのため、農業経営が継続可能な対策を図る必要がある。

一方畑地帯においては、後継者が出来た優良な酪農家を中心に農業経営が営まれており、高齢化等により規模縮小農家の余剰農地が担い手に集積しているが、より効率的に集積を進める必要がある。

今後とも、育成すべき農業経営の目標等を明確にし、農地中間管理事業を通じた農地の集積化や農作業受委託の促進を図る。さらには、農業振興地域整備計画に則して引き続き秩序ある土地利用の確保に努める必要がある。

### (3) 農業技術

農業技術については、農業者による先進的技術の導入や行政・J A・信州大学農学部等の連携による普及推進により生産性の向上等に大きく寄与してきた。

今後は、内外の厳しい産地間競争に打ち勝つための新技術・新作物等の育成技術・労働時間の短縮や労働の軽減等を図るための省力・低コスト化技術、生産性向上・安定化技術、品質・付加価値向上技術及び自然の力を活かした環境農業を促進する技術等の開発・実用化を総合的に推進する必要がある。

### (4) 資本装備等

機械・施設等の資本装備については、大型機械の導入や施設化が進む一方で、兼業農家の過剰投資等が課題となっている。

今後は、各種補助事業や制度資金の活用とともに、機械・施設の効率的利用を進め、一層の経営の合理化と経営基盤の強化を図る必要がある。また、労働力の調整、6次産業化、集出荷流通体制の合理化及び経営安定対策等を総合的に推進し、効率的経営体を支援する体制整備を進める。

## 3 効率的経営体の目標

村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の目標を明らかにし、効率的経営体を育成することとする。

具体的には、地域の優良な農業経営の事例を踏まえつつ、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり年間農業所得500万円程度）、年間総労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の実現を目指すものとする。

## 4 農業経営基盤強化の方向

### (1) 基本的誘導方向

村は、将来の村農業を担う若い農業経営者の意向及びその他の農業経営に関する基本的条件を考慮した地域営農システムの実践を通じて、地域農業を担う、農事組合法人まっくんファーム、認定農業者、農業生産法人等多様な担い手を育成することにより、地域農業の維持発展を図るものとする。

#### ア 目指す農業構造の方向

今後は、農家の階層分化と多様化が一層進行し、特に水田地域における高齢農家・兼業農家等は、作業委託等による経営の外部依存を強めながら農業経営を維持しようという方向へ向かうことが見込まれる。また、国の施策となる経営所得安定対策事業により、農業収入及び農業経営の確保継続発展を考えると、担い手となる、農事組合法人まっくんファ

ーム、認定農業者、農業生産法人等の支援強化を南箕輪村農業再生協議会とともに図る必要がある。

#### イ 農業構造再編の方法

行政、関係機関・団体が一体となって村農業の進むべき方向やその手法・支援活動を行う南箕輪村営農センターの体制を強化するとともに、農用地利用や労働力・作付け調整等地域の活動母体となる地区営農組合や農用地利用改善団体等の組織、活動強化を図ることにより、農業構造再編を推進するものとする。

##### (7) 集落を基本単位とする取組みの推進

農業集落の持つ合意形成と利用調整機能を活用して、地域における担い手の状況と見通し、農地等地域資源の状況及び個々の農家の営農意向等を的確に把握し、今後目指すべき地域農業の方向についての合意形成を図る等、集落（地域）を基本単位とする取り組みを進める。

そのためにも地区営農組合の活動を強化し、地域の担い手や農事組合法人まっくんファームと兼業農家・高齢農家との間で、地域資源の維持管理や補完労働力の提供等役割分担を明確にして、地域営農を維持していく仕組みを構築するものとする。

##### (4) 効率的経営体の育成

南箕輪村営農センターの調整・支援活動や地区営農組合の取り組みを通じ、各種施策を有効に活用して効率的経営体の育成に努めるものとする。

具体的には、人・農地プランなどを活用して地域農業の担い手となる効率的経営体や今後育成すべき農業者等を明確化し、兼業農家等の営農実態と意向を踏まえながら、農作業受委託や利用権設定等による農用地の利用集積を推進する。また、村内の農事組合法人まっくんファームやその他の生産組織は効率的な生産を形成する上で重要な位置を占めるものである。したがって、その経営の効率化を図る。

さらには、担い手や農事組合法人まっくんファーム等を支援するため、南箕輪村営農センター、上伊那農業協同組合等とともに、機械や労働力の調整、オペレーターの派遣、農産物の加工・直売及び経営管理サービスの実施等を通じ、担い手の経営基盤の強化を図り、地域営農システムの構築を目指す。特に農事組合法人まっくんファームについては、直営面積の増加に伴うオペレーターの確保についての支援制度の導入についても推進していく。

##### (7) 産地体制の維持・強化

上伊那農業協同組合等生産者団体や関係機関を中心に産地体制の整備を進めると共に、効率的経営体の育成や女性・高齢農業者の生産を支援するなど生産体制の整備を進める。また、最新技術の導入などにより産地体制の強化や新たな産地化を目指すものとする。

##### (エ) 関連産業と連携した構造再編の推進

農業構造の再編と併せて、地域商工業との連携、都市圏住民や消費者との交流等関連産業と連携した農村全体の構造再編対策を推進する。

#### (2) 部門別誘導方向

農業構造の再編を進めるに当たっては、以下の部門別の対応とともに、耕種・畜産農家の

連携による地域資源の有効活用、機械・施設の共同利用、補完労働力の調整等部門間の合理的な補完関係の構築による地域農業の複合化を促進する。

#### ア 普通作物

米・大豆・そば等土地利用型作物については、農事組合法人まっくんファームの支援強化を進めながら、利用権設定及び農作業受委託の推進等により、規模拡大と安定生産を目指す。

また、模範となる大泉川南地区等の再ほ場整備事業を基本として、村内農地の基盤整備を推進する。

#### イ 園芸作物

果樹・花き等の園芸作物については、今後も市場性の高い品目への転換を進め、先端栽培技術の導入により高品質・高収益を目指す。野菜については上伊那農業協同組合が推進する「上伊那統一重点品目」を中心に生産拡大を図り、安全安心な農産物も「あじ～な」を中心とした地産地消の推進を進める中で拡大していく。また、リンゴ・ブルーベリー等の果樹においてもオーナー園、観光農園、体験農業等により地域の特色ある振興品目の一つとなるよう苗木導入支援等を継続し、生産拡大につなげていく。

#### ウ 畜産

畜産については、先進技術と高能力家畜の導入、畜産物の高付加価値化、経営管理の合理化等と併せて、自給飼料の増産、ヘルパー制度の充実、大型機械の共同利用等を進めながら、ゆとりある安定した経営の確率を図る。また、環境保全のための諸施設の整備、新技術導入の支援推進を図る。

#### エ 施設型農業

村の施設型農業は、花き・いちご・メロンに加えパセリなどの高収益作物が導入されており、一層の産地化を進める。また、集出荷流通体系の確立や品目の適切な組み合わせ、資金と経営管理の合理化等を推進し、一層のコスト低減と生産性の向上、経営の安定化を図る。

### (3) 部門別経営改善のポイント

| 区分       | 土地利用型農業                              |                                                            | 施設型農業                       | 畜 産 |
|----------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----|
|          | 普通作物                                 | 園芸作物                                                       |                             |     |
| 規模<br>拡大 | 農地流動化の推進<br>農事組合法人まっくんファーム、地区営農組合の育成 | 担い手規模拡大支援<br>農地流動化の推進、協業型経営体の育成、共同利用組織育成、リレー作型の導入、作期・作型の拡大 | 適正な経営規模の確立<br><br>リースハウスの活用 |     |

|        |                                                                                                           |                                                                                                                                                              |                                                        |                                          |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 低コスト化  | 大規模省力生産体系の確立、連担地形成等効率的作業単位の確立<br>機械施設の効率的利用<br>大区画ほ場の整備                                                   | 生産安定技術の確立<br>低コスト・省力技術体系の確立<br>機械施設の効率的利用                                                                                                                    | 先進技術の導入と飼養管理技術の向上<br>飼料自給率の向上<br>家畜生産能力の向上             |                                          |
| 付加価値向上 | 良質良食味米生産、信州の環境にやさしい農産物認証制度及びエコファーマー認定制度の活用、特別栽培米・有機米の生産、原産地呼称管理制度の活用、加工品開発販売、多様な販売チャンネル確保、観光との連携、食と教育との連携 | 新品目・新品種・新作型の導入と産地化<br>信州の環境にやさしい農産物認証制度及びエコファーマー認定制度の活用、地域内消費・直売等多様な流通チャンネルの拡大、保鮮流通システムの確立<br>個性化特産品の開発・加工等による付加価値向上、加工業務用需要への対応、食と教育との連携、観光との連携<br>6次産業化の推進 | 高品質畜産物の生産・流通、加工等による付加価値向上、観光との連携、原産地呼称管理制度の活用、食と教育との連携 |                                          |
| 経営体質強化 | 農事組合法人まっくんファームの経営強化<br>大規模農家、生産組織等の法人化・自己資本比率の向上・休日のある経営の確立<br>・経営管理能力の向上・家族経営協定の推進                       |                                                                                                                                                              |                                                        |                                          |
|        | 周年就労形態の確立                                                                                                 | 労働ピークの解消、災害防止・共済加入、機械化促進、価格安定対策                                                                                                                              | 作業環境の改善<br>自動環境制御システム確立                                | 家畜排せつ物の利活用の促進、経営安定、価格安定対策、国産稲わらの利用促進     |
| 体制づくり  | 南箕輪村営農センター、農業改良普及センター、上伊那農業協同組合による支援体勢の確立                                                                 |                                                                                                                                                              |                                                        |                                          |
|        | 農用地の利用集積と集団化・作業受委託の推進<br>集落営農の推進                                                                          | 労働力の斡旋・確保、産地の維持強化、育苗・選別・荷造り等部分作業委託、高齢農家の樹園地等の継承、産地の維持強化、労働力の補完体制の構築(せんだ等高度技術の補完体制)                                                                           | 集出荷流通システムの近代化                                          | ヘルパー制度の充実<br>広域診療体制の整備<br>家畜にやさしい飼養環境づくり |

#### (4) 地域別振興方向

##### ア 水田地域

この地域は兼業化が進み、かつ1区画10aというほ場条件から収穫等の作業委託と休日農作業による営農という形態がほとんどである。この傾向は今後も強まることが予想される。今後、経営所得安定対策事業により、食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくことに重点を置いた支援に変更となる。地域農業の担い手となる認定農業者や農事組合法人

まっくんファームの育成強化が課題となっている。それと同時に、麦・大豆・そば・新規需要米等の転作作物の特産化への誘導、点在する栽培農産物の集団化の推進により水田の有効活用と高効率化を図る。またブロックローテーション化により、作業時間の短縮及びコスト削減、生産物の品質と単収の向上を図り、経営の合理化を推進する。

#### イ 畑作地域

この地域は優良な畜産農家による農地の利用集積が進んでおり、飼料作物の集団化をさらに進めるとともに、認定農業者を中心とした個別経営体の規模拡大と経営の効率化により、円滑な経営の継承を促進し産地の維持・拡大に努める。また、今までの野菜・果樹及び施設園芸を取り入れた類型に穀物等も加えた営農の展開も図る。

### 5 新たに農業を営もうとする青年等の確保・育成

#### (1) 新たに農業を営もうとする青年等の確保に向けた目標

新規就農の状況については、平成25年度の新規就農者は2人であり、近年増加傾向となっていることから、引き続き、年間2人（40歳未満）の確保を目標として、農業後継者の経営継承や新規参入者の就農を促進する。また、円滑な就農に向け、関係機関が連携して就農後の早期の経営安定と経営力向上を支援する取り組みを進める。

#### (2) 新たに農業を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間所得（250万円程度））を目標とする。

#### (3) 新たな農業を営もうとする青年等の確保に向けた取組

新たに就農しようとする青年等に対する支援施策及び農用地等の関係情報の収集と提供を円滑に行い、新規就農者の確保を推進する。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

### 1 経営体の所得目標

個別経営体では、経営主である主たる農業従事者1人と家族従事者（補助的従事者）1～2人により効率的な経営規模を形成し、労働ピーク時の不足労働力は雇用により対応することとしている。なお、家族従事者の労働報酬を含めた経営単位の年間所得は、おおむね800万円程度（主たる従事者1人あたりは500万円程度）を見込んでいる。

### 2 生産方式・経営管理の方法及び農業従事の態様等

#### (1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作物別に整理した

主要技術事項の改善を進める。

(2) 経営管理の方法

経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳・青色申告の普及やパソコンの活用等による経営管理体制の確立を図る他、熟度の高い経営については法人化を推進する。また、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により経営の安全性と安定性の向上を図る。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組み合わせや作型の分散による合理的な労働配分、補助労働力の確保等により他産業並の労働時間の実現を目指す。

また、安全で快適な労働環境の整備を進める他、家族経営協定の推進、ヘルパー制度や年金・保険制度の活用等の就業条件の整備を図る。

3 農業経営指標

本指標は、地域の優良な事例を踏まえつつ、現時点で見込まれる先進的な技術水準と現行価格水準に基づいて主要な営農類型別の経営指標を示したものである。

主要な営農類型別の経営指標は別紙1のとおりである。

**第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標**

1 経営体の所得目標

本指標は、地域の優良事例を踏まえつつ、現時点で見込まれる技術水準と現行価格水準に基づいて主要な営農類型別の経営指標を示したものである。

主要な営農類型別の経営指標は別紙2のとおりである。

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいものがある。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模、就農時の生活に関する所得水準等を勘案し、年間農業所得を250万円程度とする。

2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの新規就農者の状況等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進める。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図る。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を

始め、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進する。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間（1,800～2,000時間）の実現を目指す。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、法人等就業5年後に、その農業法人等の業務の一定の役割を担い、就業時の農業従事日数は、年間250日以上とする。

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

##### (1) 効率的経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

| 効率的経営体が地域の<br>農用地の利用に占める面積のシェアの目標 | 備考 |
|-----------------------------------|----|
| 65%                               |    |

(注) 1 「効率的経営体が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は平成34年とする。

##### (2) 農用地の面的にまとまった形での利用集積についての目標

農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

#### 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

##### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

村の水田地帯においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、農事組合法人まっくんファーム及び認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営

農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

そのため、各地区の「人・農地プラン」に基づき、担い手経営体（中心経営体）への農地集積・集約を促進する。またその際には、農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業を積極的かつ有効に活用するものとする。

(3) 関係団体等との連携体制

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、南箕輪村営農センターを活用し、関係機関・団体相互の連携と役割分担の下、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。

その際、村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、「人・農地プラン」を活用し、地域の関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

#### 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する基本的事項

村は、長野県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即し、村農業の地域の特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 西天竜幹線水路以東の水田地帯において、一部再ほ場整備事業により大型ほ場となった地域においては、高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業及び農作業受委託促進事業を重点的に実施する。特に、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行

えるよう努める。

また、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農事組合法人まっくんファームの農用地利用改善団体の認定を目標とした取り組みを積極的に推進するものとする。

- イ 西天竜幹線水路以西の畑地帯においては、平坦で大型ほ場に集積された農業生産条件が整っており、この好条件を活用する中で、酪農を中心に農業経営を確立させる諸方策を講じることによって農業振興を図っていくものとする。また、高齢農家や小規模農家の離農によりうまれる余剰農地への対応のため利用権設定等の促進の重点的推進を図り、農用地利用改善事業も積極的に推進するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作または養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作または養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要

件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは（公財）農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 村長への確約書の提出や村長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙3のとおりとする。

## （2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件、移転される所有権の対価（現物出資にともない付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙4のとおりとする。

## （3）開発を伴う場合の措置

- ① 村は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地について、利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付24経営第564号）別紙10第1の3に基づき、様式第7号による開発事業計画を提出させる。
  - ② 村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
    - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
    - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
    - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。
- （4）農用地利用集積計画の策定期間
- ① 村は、（5）の申出、その他の状況から、農用地の農業上の利用集積を図るために必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
  - ② 村は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も、農地利用集積を図るため引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）満了の日の60日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に、翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。
- （5）要請及び申出
- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者、又は、利用権の設定等を行おうとする者の申出を基に、農地利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
  - ② 村の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係わる農地集団化と相まって農地利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
  - ③ 農用地利用改善団体及び営農組合の指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農地利用改善に関する事業を積極的に取り組んでいる農業協同組合は、農用地利用集積計画に定めるべき旨を別に定める様式により申し出ることができる。
  - ④ 村の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出る

ことができる。

- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により農用地利用集積計画の利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 村は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 村は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者、又は、利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が調ったときは、村は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 村は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるときは（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）、その者の農業経営状況、利用権の設定等をしようとする土地、その者の農用地等の位置、その他の利用条件等を総合的に勘案して、農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が、利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に、②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が、設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が、所有権の移転後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資にともない付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法、その他所有権の移転にかかる法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後 3 月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の 2 各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について村長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

村は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者、並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を、村の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

村が(9)の規定により公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

村は、利用権設定等促進事業により利用権の設定等が行われた後に、土地利用に伴う紛争が生じたときは（借賃又は対価の支払等）、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農業委員会への報告

村は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第 16 条の 2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

（14）農用地利用集積計画の取消し等

① 村長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 村は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を村の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体、南箕輪村農業再生協議会又は（公財）農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

村は、県下一円を区域として農地管理事業を行う（公財）長野県農業開発公社との連携の

下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

### 3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 村は、村の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。
- (2) 村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び南箕輪村営農センター等は情報の提供及び事業の協力を行い、農地利用集積円滑化団体と連携して農地利用集積円滑化事業を促進するものとする。

### 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等で組織する団体に農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。しかし、集落を単位とした実施区域とすることが困難な場合については、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきさない場合であれば集落及び集落の一部を除外した区域とすることができるものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかに

するものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を村に提出して、農用地利用規程について村の認定を受けることができる。
- ② 村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4) のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定にかかる農用地利用規程を村の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、

次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出にかかる農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 村は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、（公財）農地中間管理機構（（公財）長野県農業開発公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、南箕輪村営農センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### ５ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### （１）農作業の受委託の促進

村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託等のあっせん等

上伊那農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、協同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確補を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制・ヘルパー制の導入や高齢者・非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

村は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 村は、県営西天竜かんがい排水事業（昭和 53 年度～平成 5 年度）、伊那西部地区県営畑地帯総合土地改良事業（昭和 48 年～平成 6 年度）及び西天地区再は場整備事業による農業生産基盤整備の施設や大区画水田の有効利用を進めるとともに、カントリエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の利用や整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 村は、南部地区農業農村活性化農業構造改善事業（平成3年度～平成4年度）及び経営基盤確立農業構造改善事業（平成10年度～平成11年度）における成果を継承発展させ、引き続き、南箕輪村営農センターを中心として検討を進める中で、加工・直売施設等の施設の整備により農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 村は、遊休農地の活用や優良農用地の確保を推進するため、農地中間管理事業及び農作業の受委託等を、上伊那農業協同組合、（公財）長野県農業開発公社及び農地利用集積円滑化団体と共に協議し推進するものとする。

エ 村は、南箕輪村農業再生協議会とともに主食用米や飼料用米・麦・大豆・そば等の作付計画を位置付けた水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって、水稻、転作作物の安定生産、特産化を目指し望ましい経営体の育成を図ることとする。

オ 村は、農業生産体制強化総合推進事業等の推進を図るとともに、農業集落排水事業の整備を促進し、定住条件の整備を通じて農業の担い手確保に努める。

カ 村は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## （２）推進体制等

### ①事業推進体制等

村は、農業委員会、南箕輪村営農センター、南箕輪村農業再生協議会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年間にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、南箕輪村営農センターのもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、村は、このような協力の推進に配慮する。

## 第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

### 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

村においては、農事組合法人まっくんファームや認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散化傾向にあり、必ずしも農地を効率的に利用できる状況にない。

今後は更に農業従事者の高齢化が進むことが予想されることから、将来にわたって農地

を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高めることが重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手や農地の利用に関する各種情報に精通していること、③農地の利用調整活動など円滑化団体としての業務を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする

## 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

村における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は村全域とする。ただし、農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

## 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

#### ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項(当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む)

イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

#### ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

#### ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

#### ④ 事業実施地域に関する事項

#### ⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、長野県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

#### ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

### (2) (公財) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

県農業開発公社、農地利用集積円滑化団体や農業関係団体との連携を図るとともに、事業制度の普及・啓発、農地流動化情報の把握・提供等に努め、農地中間管理事業と農地利用集積円滑化事業の一体的な推進を図るものとする。

### (3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く)は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、村に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、村から承認を得るものとする。

- ② 村は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
- ア 基本構想に適合するものであること。
- イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
- ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
- エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
- (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
- (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
- (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
- (エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
- (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに（公財）農地中間管理機構、長野県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
- (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
- (キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 村は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を村の公報等への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

- ⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。

(4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 村は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

- ② 村は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

- ③ 村は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

- ④ 村は、3の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を村の広報等への記載により公告する。

(5) 村が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。

- ① 村は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

- ② 村が1の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、村長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。

- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

- ④ 村は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

- ⑤ 村は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を村の広報等への記載により公告する。

- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体

のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

③ 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付24経営第564号）第8の2の（1）及び別紙7に基づき契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(8) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地

研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、長野県農業大学校、長野県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、南箕輪村農業再生協議会、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携し、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成22年5月25日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

別紙 1 (第 2 の 3 関係)

《農業経営指標》

〈個別経営体指標〉

| 営農<br>類型                                     | 経営規模<br>(a)                                                                                                                                | 生産方式                                                                                                                                                                                      | 経営管理の方法                                                                           | 農業従事の態用等                                                                                | 備考 |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 土地利用<br>型<br>複合経営1<br>(水稲＋<br>転作)            | <p>&lt;作付面積等&gt;<br/>水稲 (移植)<br/>900<br/>小麦 (転作)<br/>600<br/>そば (転作)<br/>600</p> <p>&lt;経営面積&gt;<br/>2,100</p>                             | <p>&lt;資本整備&gt;<br/>・格納庫作業棟<br/>・育苗ハウス<br/>・軽トラック<br/>・トラクター (一式)<br/>・田植え機<br/>・コンバイン他</p> <p>&lt;その他&gt;<br/>・1 h a 程度に団地化さ<br/>れた農用地</p>                                               | <p>・複式簿記記帳<br/>による経営<br/>と家計の分<br/>離<br/>・青色申告の実<br/>施<br/>・省力化技術の<br/>導入</p>     | <p>・休日制、給料制の導入<br/>・労災等への加入<br/>・臨時雇用による労働ビ<br/>ークの切り崩し<br/>・機械の共同利用検討</p>              |    |
| 土地利用<br>型<br>複合経営2<br>(水稲＋<br>転作＋<br>アスパラガス) | <p>&lt;作付面積等&gt;<br/>水稲 (移植)<br/>900<br/>小麦 (転作)<br/>450<br/>小豆 (転作)<br/>450<br/>アスパラガス<br/>(雨よけ)<br/>30</p> <p>&lt;経営面積&gt;<br/>1,830</p> | <p>&lt;資本整備&gt;<br/>・格納庫作業棟<br/>・育苗ハウス<br/>・動力噴霧器<br/>・管理機<br/>・軽トラック<br/>・トラクター (一式)<br/>・田植え機<br/>・コンバイン<br/>・選別機、結束機<br/>・雨よけハウス</p> <p>&lt;その他&gt;<br/>・1 h a 程度に団地化さ<br/>れた 農用地</p>  | <p>・複式簿記記帳<br/>により経営<br/>と家計との<br/>分離を図る<br/>・青色申告の実<br/>施<br/>・省力化技術<br/>の導入</p> | <p>・休日制、給料制の導入<br/>・労災等への加入<br/>・臨時雇用による労働ビ<br/>ークの切り崩し<br/>・機械の共同利用検討</p>              |    |
| 水稲複合<br>経営                                   | <p>&lt;作付面積等&gt;<br/>水稲 (移植)<br/>900<br/>小麦 (転作)<br/>450<br/>小豆 (転作)<br/>450<br/>りんご<br/>(新わい化)<br/>150</p> <p>&lt;経営面積&gt;<br/>1,350</p>  | <p>&lt;資本整備&gt;<br/>・格納庫作業棟<br/>・育苗ハウス<br/>・防霜ファン<br/>・トレリス<br/>・スピードブレイヤー<br/>・トラクター (一式)<br/>・軽トラック<br/>・田植え機<br/>・コンバイン<br/>・乗用モア</p> <p>&lt;その他&gt;<br/>・1 h a 程度に団地化さ<br/>れた 農用地</p> | <p>・複式簿記記帳<br/>により経営<br/>と家計との<br/>分離を図る<br/>・青色申告の実<br/>施<br/>・省力化技術<br/>の導入</p> | <p>・休日制、給料制の導入<br/>・労災等への加入<br/>・臨時雇用による労働ビ<br/>ークの切り崩し<br/>・贈答販売の確保<br/>・機械の共同利用検討</p> |    |

| 営農<br>類型                                        | 経営規模<br>(a)                                                                             | 生産方式                                                                                                                                                                                                                                      | 経営管理の方法                                                             | 農業従事の態用等                                                                    | 備考 |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----|
| 露地野菜<br>複合経営<br>(ネギ+<br>ブロッコリー+<br>アスパラガス<br>他) | <作付面積等><br>レタス 230<br>ハクサイ 60<br>キャベツ 30<br>ブロッコリー 40<br>チンゲンサイ 40<br><br><経営面積><br>400 | <資本整備><br>・格納庫作業棟<br>・育苗ハウス<br>・トラクター (一式)<br>・管理機<br>・軽トラック<br>・動力噴霧器<br><br><その他><br>・1 h a 程度に団地化さ<br>れた農用地                                                                                                                            | ・複式簿記記帳<br>により経営<br>と家計との<br>分離を図る<br>・青色申告の実<br>施<br>・省力化技術<br>の導入 | ・休日制、給料制の導入<br>・労災等への加入<br>・臨時雇用による労働ピ<br>ークの切り崩し<br>・直売所への対応<br>・機械の共同利用検討 |    |
| 施設野菜<br>複合経営<br>(トマト<br>主体)                     | <作付面積等><br>トマト<br>(雨よけ)<br>30<br>アスパラガス<br>(雨よけ)<br>30<br><br><経営面積><br>60              | <資本整備><br>・格納庫作業棟<br>・トラクター (一式)<br>・管理機<br>・軽トラック<br>・動力噴霧器<br>・選別機結束機<br><br><その他><br>・1 h a 程度に団地化さ<br>れた農用地                                                                                                                           | ・複式簿記記帳<br>により経営<br>と家計との<br>分離を図る<br>・青色申告の実<br>施<br>・省力化技術<br>の導入 | ・休日制、給料制の導入<br>・労災等への加入<br>・臨時雇用による労働ピ<br>ークの切り崩し<br>・直売所への対応<br>・機械の共同利用検討 |    |
| 酪農経営                                            | <作付面積等><br>区分<br>コーンサイレージ<br>200<br>牧草ラップ処理<br>200<br>酪農 50頭<br><br><経営面積><br>400       | <資本整備><br>・格納庫<br>・サイロ<br>・畜舎<br>・堆肥舎<br>・洗浄施設<br>・飼料タンク<br>・育成舎<br>・ミルクパーラー棟<br>・トラクター (一式)<br>・マニアスプレッター<br>・コーンハーベスター<br>・バキュームカー<br>・ロールペーパー<br>・ペールラッパー<br>・モア<br>・軽トラック、トラック<br>・ミルクカー50頭規模<br><br><その他><br>・2 h a 程度に団地化さ<br>れた農用地 | ・複式簿記記帳<br>により経営<br>と家計との<br>分離を図る<br>・青色申告の実<br>施<br>・省力化技術<br>の導入 | ・休日制、給料制の導入<br>・労災等への加入<br>・ヘルパーの計画的利用<br>・機械の共同利用検討                        |    |

| 営農<br>類型                  | 経営規模<br>(a)         | 生産方式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 経営管理の方法                                                                                                       | 農業従事の態用等                                                                                                                                          | 備考 |
|---------------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 菌茸周年<br>栽培<br>(ぶな<br>しめじ) | ぶなしめじ<br>20万本×3.3回転 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培舎</li> <li>・作業場</li> <li>・熱交換機、空間一式</li> <li>・ミキサー</li> <li>・詰め機</li> <li>・殺菌釜</li> <li>・自動摂取機</li> <li>・菌かき機</li> <li>・包装機</li> <li>・加湿器</li> <li>・ふるい機</li> <li>・チェーンコンベア</li> <li>・掻き出し機</li> <li>・フォークリフト</li> <li>・軽トラック</li> <li>・ホイールローダー</li> <li>・栽培装置一式</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・省力化技術の導入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制、給料制の導入</li> <li>・労災等への加入</li> <li>・種菌センターの利用</li> <li>・直売所への対応</li> </ul>                             |    |
| 花き単作<br>経営<br>(カーネーション)   | カーネーション<br>50       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培ハウス（一式）</li> <li>・格納庫、作業棟</li> <li>・冷蔵庫</li> <li>・トラクター</li> <li>・管理機</li> <li>・暖房装置一式</li> <li>・自動薬剤散布機</li> <li>・土壌消毒装置</li> <li>・フラワーパインダー</li> <li>・軽トラック</li> </ul>                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・省力化技術の導入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制、給料制の導入</li> <li>・労災等への加入</li> <li>・臨時雇用による労働ピークの切り崩し</li> <li>・直売所への対応</li> <li>・機械の共同利用検討</li> </ul> |    |

### 〈組織経営体指標〉

| 営農<br>類型                              | 経営規模<br>(a)                                                      | 生産方式                                                                                                        | 経営管理の方法                                                                                                       | 農業従事の態用等                                                                                                                                         | 備考 |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 水稲作＋<br>小麦＋作<br>業受託(主<br>たる従事<br>者3人) | <作付面積等><br>水稲 2,000<br>小麦 500<br>作業受託 500<br><br><経営面積><br>3,000 | <資本整備><br>(中型機械化一貫体系)<br>トラクター<br>トラック、軽トラック<br>側条施肥田植機<br>汎用コンバイン<br>自脱コンバイン<br>ロータリシーダー<br>格納庫<br>育苗ハウス 他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・省力化技術の導入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制、給料制の導入</li> <li>・社会保険等への加入</li> <li>・繁忙期における臨時雇用従事者の確保</li> <li>・施設に係る軽作業について、パート雇用従事者の確保</li> </ul> |    |

別紙２ （第２の２の１関係）

（新規）

《農業経営指標》

| 営農<br>類型     | 経営規模<br>(a)                                                                                                                                        | 生産方式                                                                                                                                                                                 | 経営管理の方法                                                                                                       | 農業従事の態用等                                                                                                       | 備考 |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 野菜専作<br>(単一) | <p>&lt;作付面積等&gt;<br/>ほうれんそう<br/>50</p> <p>&lt;経営面積&gt;<br/>50</p>                                                                                  | <p>&lt;資本整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格納庫作業棟</li> <li>・軽トラック</li> <li>・トラクター（一式）</li> <li>・管理機（一式）</li> <li>・動力噴霧器</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・省力化技術の導入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時雇用による労働ピークの切り崩し</li> <li>・時期にあった品種の選択</li> <li>・ハウス回転率の確保</li> </ul> |    |
| 野菜専作<br>(複合) | <p>&lt;作付面積等&gt;<br/>ブロッコリー<br/>50<br/>ツルシシゲン<br/>20<br/>ネギ<br/>50</p> <p>&lt;経営面積&gt;<br/>120</p>                                                 | <p>&lt;資本整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格納庫作業棟</li> <li>・軽トラック</li> <li>・トラクター（一式）</li> <li>・管理機（一式）</li> <li>・動力噴霧器</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・省力化技術の導入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時雇用による労働ピークの切り崩し</li> <li>・播種期を上手にずらす</li> <li>・機械の借用</li> </ul>      |    |
| 野菜複合         | <p>水稻育苗<br/>1,500枚<br/>キュウリ<br/>15</p>                                                                                                             | <p>&lt;資本整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格納庫作業棟</li> <li>・雨よけハウス</li> <li>・軽トラック</li> <li>・管理機（一式）</li> <li>・動力噴霧器</li> <li>・かん水装置（一式）</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・省力化技術の導入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時雇用による労働ピークの切り崩し</li> <li>・直売所への対応</li> </ul>                         |    |
| 花き複合         | <p>水稻育苗<br/>1,500枚<br/>トルコギキョウ<br/>15</p>                                                                                                          | <p>&lt;資本整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格納庫作業棟</li> <li>・雨よけハウス</li> <li>・軽トラック</li> <li>・管理機（一式）</li> <li>・動力噴霧器</li> <li>・かん水装置（一式）</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・省力化技術の導入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時雇用による労働ピークの切り崩し</li> <li>・直売所への対応</li> </ul>                         |    |
| 果樹複合         | <p>りんご秋映え<br/>(新わい化) 10<br/>りんごシナスイト<br/>(新わい化) 10<br/>りんごシナノールト<br/>(新わい化) 20<br/>りんごふじ<br/>(新わい化) 20<br/>ブロッコリー30</p> <p>&lt;経営面積&gt;<br/>90</p> | <p>&lt;資本整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格納庫作業棟</li> <li>・軽トラック</li> <li>・トラクター（一式）</li> <li>・スピードスプレイヤ</li> <li>・かん水装置</li> <li>・乗用モア</li> <li>・防霜ファン</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・省力化技術の導入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時雇用による労働ピークの切り崩し</li> <li>・直売所への対応</li> </ul>                         |    |

### 別紙 3 (第 4 の 1 の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供す

る場合に限る。)

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
…………その土地を効率的に利用できると認められること。

**別紙 4 (第 4 の 1 (2) 関係)**

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

| ①存続期間(又は残存期間)                                                                                                                                                                                            | ②借賃の算定基準                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ③借賃の支払方法                                                                                                                                                                                  | ④有益費の償還                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 続期間は6年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが相当でないと認められる場合には、6年と異なる存続期間とすることができる。 | 1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。<br><br>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に批准して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。<br><br>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を勘案して算定する。 | 1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。<br><br>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。<br><br>3 賃貸を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履 | 1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権にかかる農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者等に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。<br><br>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設 |
| 2 残存期間は、移転                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                              |

|                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                |                  |                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めることができる。</p> | <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の支払等の定めは、農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。</p> | <p>行するものとする。</p> | <p>定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき南箕輪村が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨定めるものとする。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする 賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ①存続期間（又は残存期間） | ②借賃の算定基準                                                                                                                                                                                                                                         | ③借賃の支払方法 | ④有益費の償還  |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| I の①に同じ。      | <p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p> | I の③に同じ。 | I の④に同じ。 |

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

| ①存続期間（又は残存期間） | ②借賃の算定基準                                                                                                                                                               | ③借賃の支払方法                                                                                 | ④有益費の償還        |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|               | <p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p> | <p>Iの③に同じ。この場合において Iの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p> | <p>Iの④に同じ。</p> |

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

| ①対価の算定基準                                                                                                                                                 | ②対価の支払方法                                                                                                                | ③所有権の移転時期                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p> | <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> | <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> |